

## OA 機器の調達に係る検討方針について

### 1. 検討の背景

#### (1) 環境配慮契約法基本方針

環境配慮契約法基本方針（以下「基本方針」という）では、「環境配慮契約の推進に関する基本的考え方」の一つとして、以下の項目があげられている。

①環境配慮契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務などの普及を市場にもたらしことが期待されることに配慮しつつ、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする。

#### (2) 平成 20 年度 OA 機器ワーキング

平成 20 年度は、「発注に当たっては、調達者は入札に参加する者に対し必要な情報を提供するものとする」との前提の下に、「技術評価点は、基本項目として消費電力量に係る性能を評価することとし、調達者の利用状況や必要となる機能を考慮したうえで、その他の項目を設定することができるものとする。」とした総合評価落札方式を検討した。しかしながら、「発注において入札に参加する者に提示すべき情報の整理」「最適配置を行った際の作業能率確保の考え方の整理」「現状の OA 機器の使用実態の把握」等の課題があり、最適配置等を考慮した機器調達を直ちに導入することは時期尚早との指摘があり、本年度継続検討となった。

## **2. 検討の方向**

平成 20 年度の検討結果を踏まえ、OA 機器を調達する際に、価格のみではなく、OA 機器の使用等に伴い排出される温室効果ガス等の排出をはじめとする環境負荷の低減を考慮した契約方式を検討する。

平成 21 年度は、ベンダーにおける OA 機器の契約実態や国等の機関における OA 機器の使用状況を把握し、環境負荷の低減効果が期待できる導入規模など、環境に配慮した契約に必要となる事項や契約時において環境に配慮した工夫ができる方法等について、幅広く検討していく。

ただし、調査結果を用いた検討が必要となるため、OA 機器についての基本方針の作成については長期的な視点での対応が必要であることから、平成 21 年度環境配慮契約法基本方針検討会の検討の中で結論を出すことは困難と考えられる。

## **3. OA 機器についての調査**

### **(1) 調査の目的**

現状の OA 機器の契約実態や使用実態を把握した上で、OA 機器の適切な調達を行うべき調達対象の規模について、作業能率や環境負荷の低減効果と併せて検討することを目的に調査を実施する。

### **(2) 調査内容等**

#### **①OA 機器の契約に関する調査**

ベンダーの OA 機器の契約における調達台数等の規模、仕様書に提示される内容、契約に含まれる保守範囲などについて把握する。また、各契約における、オフィスの規模を明らかにし、作業能率や環境負荷の低減効果について検討する。

その際、国等の機関における調達の傾向を明らかにできるよう留意する。

#### **②国等の機関における OA 機器導入状況調査**

国等の機関における OA 機器の使用状況や使用する職員にとっての課題について把握し、今後、OA 機器の適切な導入を進めるために必要な事項を明らかにする。

本調査を、調達者（調査対象施設における調達関連部局、情報部局等）が自ら行う場合、OA 機器についての専門的な知識が不足しているため困難であることが予想される。

一方で、本調査を事業者に委託する場合、予算要求が必要となり、多くの府省庁等において、その実施は平成 23 年度以降になる。

## 4. 調査結果を受けて検討する事項（案）

環境に配慮した契約方式を検討する際、調達者の契約時における負荷を過度に増加させないことや、調達の本来の目的である、必要なサービス性能の水準の確保については前提条件として考慮されなくてはならない。その上で、環境に配慮した契約を行う際、必要となる要件について検討する。

### （１）契約の要素とする項目

消費電力量の削減による調達主体の CO2 排出量の削減は、京都議定書等を踏まえた各調達主体の削減計画（政府実行計画に基づく各省庁の実施計画等）の目標達成の観点からみて最も重要な要素と考えられるため、第一に、OA 機器の使用時の CO2 排出量を要素として検討する。その他、OA 機器については、リユース製品やリサイクル製品など資源循環、素材製造から廃棄に至る CO2 排出量（LCCO2）、電子化や集約コピーによる紙使用削減量など、様々な環境負荷項目を要素とすることが考えられる。

また、IC カードの導入等、セキュリティ技術の導入といった環境負荷項目とは異なる項目についても技術的な評価が必要となることが考えられる。

### （２）対象とする調達規模

環境に配慮した契約方式に基づき適切に OA 機器を調達した場合の温室効果ガス削減効果や環境負荷の低減効果をもとに対象とする調達規模について検討する。

しかし、調達規模は OA 機器の台数や紙の使用枚数、オフィスの人数、オフィス面積や業務形態等の諸条件から判断される必要があり、一概に対象とする調達規模を設定することは困難であると考えられるが、可能な限り環境に配慮した契約方式の対象とできるよう検討する。

### （３）発注者が提示すべき項目

環境に配慮した契約方式を採用する場合、事業者の創意工夫を活かすため、発注に当たって、調達者は情報提供を充実させる必要がある。発注に当たって調達者が提示すべき情報としては様々な項目が考えられる。

表 発注者が提示すべき項目（案）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行の機器配置状況（メーカー、機種、台数、オプション構成、レイアウト図）</li><li>・ 更新可能な機器の種類・数量</li><li>・ 現行の機器の使用状況（平常時の月間コピー枚数・プリント枚数、ピーク時の1日コピー枚数・プリント枚数（1時間単位））</li><li>・ 利用人数</li></ul> |
|---|

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用場所の見取り図</li><li>・ (コピー、プリンタ利用に係る) 業務形態</li><li>・ 現行の紙の管理方法</li><li>・ その他、機能性、作業能率を確保する条件</li></ul> |
|--|

これらの項目を提示した場合、作業能率の確保や契約の要素及びその評価については、契約方式と密接に関連しており、契約方式と併せた検討が必要となる。

## **5. OA 機器調達における契約方式の例**

### **(1) 現在の契約方式 (最低価格落札方式)**

国等の機関における OA 機器の契約方法は、調達台数を指定した複数年のリースで、付随する保守管理を併せて価格競争入札で発注するケースが多い。

### **(2) 今後検討する契約方式**

現状の契約方法を、基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出をはじめとする環境負荷の低減に配慮した契約方式に転換していく場合、想定される契約方式として、総合評価方落札式、プロポーザル方式等が考えられる。

#### **① 総合評価落札方式**

総合評価落札方式とは、入札者が示す価格に加え、環境負荷の低減についても考慮して総合的に評価する落札方式である。

#### **② プロポーザル方式**

プロポーザル方式を OA 機器の調達に係る契約に適用する場合、発注者は導入場所の見取り図や現行の OA 機器の使用状況など諸所の状況を提示し、受託希望者は OA 機器の配置やそれによる環境負荷の低減等について提案書を取りまとめる。発注者はその提案書を審査し、落札者を決定する。